



熊本県公報

第13536号
令和8年(2026年)
5月19日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項……………	(水保病保健課) 1
○生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の廃止……………	(社会福祉課) 2
○生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の指定……………	(") 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止……………	(") 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の休止……………	(") 3
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更……………	(") 3
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定……………	(") 4
○令和8年度(2026年度)任期制自衛官の採用試験情報等……………	(市町村課) 4
○令和8年度包括外部監査契約の締結……………	(人事課) 5
○指定納付受託者の名称の変更……………	(観光文化政策課) 6
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 6
○道路の区域変更……………	(") 6
○道路の区域変更……………	(") 7
公 告	
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………	(都市計画課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(") 7
○令和8年度(2026年度)熊本県毒物劇物取扱者試験の実施……………	(薬務衛生課) 8
○県営宇土開地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分……………	(農地整備課) 9
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………	(森林整備課) 9
○土地改良区の定款変更の認可……………	(農村計画課) 10
○土地改良区の定款変更の認可……………	(") 10
○土地改良区の定款変更の認可……………	(") 10
登 載 依 頼	
○令和8年2月8日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表……………	(選挙管理委員会) 10
○令和8年度(2026年度)第1回熊本県労働審議会の開催……………	(労働審議会) 23
○コイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限……………	(内水面漁場管理委員会) 24
○たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限……………	(天草不知火海区漁業調整委員会) 24

告 示

熊本県告示第400号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。
令和8年5月19日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項
熊本県医療事業実施要項(平成22年熊本県告示第635号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「23, 500円」を「24, 900円」に改め、同項第2号ア中「21, 200円」を「22, 600円」に改め、同号イ中「17, 200円」を「18, 600円」に改め、同条第2項第1号中「23, 500円」を「24, 900円」に改め、同項第2号ア中「21, 200円」を「22, 600円」に改め、同号イ中「17, 200円」を「18, 600円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 療養手当の額は、総務省において作成する年平均の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)の熊本市、鹿児島市、新潟市における平均)の変動を考慮して、毎年度、額を改定する。ただし、以下に掲げる平成11年における療養手当の額を下限とする。

- (1) 第1項第1号及び第2項第1号に該当する者 1月につき23, 500円
- (2) 第1項第2号ア及び第2項第2号アに該当する者 1月につき21, 200円

- (1) 産業人材の育成・確保に関する取組みについて
 - (2) 就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代への就労支援事業について
 - (3) ブライト企業の認定基準等について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課）
電話 096-333-2339

熊本県内水面漁場管理委員会指示第225号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和8年（2026年）5月19日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 平岡政宏

- 1 指示の内容
県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。
- 2 指示の期間
令和8年（2026年）6月17日から令和10年（2028年）6月16日まで

天草不知火海区漁業調整委員会指示第208号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年（2026年）5月19日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口幸男

- 1 指示の内容
不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
令和8年（2026年）5月19日から令和9年（2027年）3月31日までとする。